第十二条第三項	第一項	第一項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十三条（見出しを含む。）	第七条第二項	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十四条（見出しを含む。）	第七条第二項	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条	第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第二項	第五条第二項から第四項（第三号を除く。）まで、第五項	第五条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第三号を除き、第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第四項第二号	同条第四項第二号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第一項	第八条第一項	第八条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第二項	第五条第二項から第四項（第二号及び第三号を除く。）まで、第五項	第五条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二号及び第三号を除く。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条（見出しを含む。）	第八条第二項	第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月）	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月）

第二十条	前条	前条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十二条第二項	第五条第二項から第六項まで	第五条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六条
	同条第四項第二号	同条第四項第二号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条（見出しを含む。）	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十四条（見出しを含む。）	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条第二項	第十一条第二項	第十一条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十七条	第十六条	第十六条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十八条	第十七条	第十七条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十条の二（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十条の三（見出しを含む。）	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十条の六（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十条の七（見出しを含む。）	第十六条の六第二項	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十一条の二中「第三十四条第二項各号」を「第三十四条第三項各号」に改める。

第二十二条第一項中「記載した介護休業申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第二項から第六項までの規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と読み替えるものとする。

第二十三条（見出しを含む。）中「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第二号」に、「定める者」を「定めるもの」に改める。

第二十五条中「記載した書面を」を削り、「交付」を「通知」に改め、同条に次の一項を加える。